

関西|労災|職業病

関西労働者安全センター

2022.8.10発行〈通巻第535号〉200円

〒550-0001 大阪市西区土佐堀1丁目6-3
JAM西日本会館5階 市民オフィス内
TEL.06-6476-8220 FAX.06-6476-8229
郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284
E-mail : info@koshc.jp
ホームページ : <https://koshc.jp/>



NC旋盤作業等での切削油による皮膚炎 大阪西労基署の業務外決定取消し	2
台風対応後死亡の職員の遺族が田辺市に申し入れ	7
死ぬまで元気です vol.50 右田孝雄	11
韓国からのニュース	13
前線から	16
ドボンで解消、熱中症 大阪市消防局/大阪 3次会のセクハラ行為による精神疾患、再審査請求へ/大阪	

NC旋盤作業等での切削油による皮膚炎 大阪西労基署の業務外決定取消し

気管支喘息は今後決定へ

大阪労災保険審査官

「皮膚炎」業務外は取消し

NC旋盤などの金属部品加工作業に従事した労働者Aさんは、切削作業で使用する切削油にばく露したために接触皮膚炎を発症した。その後さらに現場作業により切削油ミストへのばく露が継続したことで、気管支喘息も発症し、長期の療養・休業を余儀なくされたため、接触皮膚炎と気管支喘息について大阪西労基署（以下、西署）に労災請求（休業補償請求）を行った。

これに対して西署が不支給決定を行ったため、大阪労災保険審査官に対して審査請求を行った。請求は「接触皮膚炎」（皮膚症状）と「気管支喘息」（呼吸器症状）を別々の処分として受理され、今回、接触皮膚炎について、「『切削油による皮膚炎』は職業病リスト上の疾患であること」を理由として不支給決定処分が取り消された。労使の審査参与意見は4名全員が「取消し相当」だった。

気管支喘息については今後、決定が行わ

れる予定。

なお本件はA氏が金属機械労働組合港合同に労働相談したことから当安全センターに支援要請があったもので熊谷信二氏（元産業医大教授）の全面的協力のもとで取り組んでいる。

職業病リストの例示列举疾病なのに

「切削油による皮膚炎」は職業病リスト（労基則別表第1の2）例示列举疾病である。

すなわち、労基則別表第1の2第4号の



NC旋盤（B社工場、切削油ミスト排気装置未設置）



手の皮膚症状（左：2018年5月1日、T病院診療録。右：2019年2月7日、ステロイド軟膏を塗り症状を抑える、また切削油が付着、さらに掻きむしるを繰り返した）

3に

「すす、鉱物油、うるし、テレピン油、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務による皮膚疾患」が示されている。

さらに、職業病リストについての基本通達（労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令の施行等について基発第186号昭和53年3月30日、改正基発1001第8号平成25年10月1日）の記の第2、2、（4）、ハにおいて、

ハ「すす、鉱物油、うるし、テレピン油、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務による皮膚疾患」（第4号3）

[要旨]

本規定は、職業性皮膚疾患の原因物質として従来から知られているすす、鉱物油、うるし、タール及びセメントに加えて近年多数の障害発生をみたアミン系の樹脂硬化剤等の混合物質に作業環境下において業務に従事することにより発生する皮膚疾患を業務上の疾病として定めた

ものである。

[解説]

（イ）例示された有害物質の意義は、以下の述べるとおりである。

<中略>

b 「鉱物油」とは、植物性油に対する鉱物性油を総称するもので、石油、ケツ岩油、石炭系油等がある。

<中略>

（ロ）該当する業務としては、例えば、次に掲げるものがある。

<中略>

b 鉱物油：切削油等の潤滑油、電機絶縁油又は熱処理油の製造又は取扱業務等

<中略>

（ハ）「皮膚疾患」について

<中略>

b 鉱物油による皮膚疾患には、急性皮膚炎（かぶれ）、油疹（毛包炎又は毛嚢炎ともいう。）等がある。色素沈着とゆうぜい（イボ）の形成がみられることがある。

と記載されており（下線筆者）、「切削油」は鉱物油に該当する。

A氏の皮膚炎は就労・ばく露開始から12日後に発症していてどの主治医も接触皮膚炎と診断し治療しており、職場を離れると軽快している事実がある。

よって、A氏の皮膚炎は職業病リスト上の疾患＝例示列挙疾病、といえる。

したがって西署は「職業病リスト上の疾患にあたり業務上」と容易に判断できた事

接触皮膚炎業務外取消し

A 氏労災の発症、労災請求の経過

2018/04/16	B 社入社。 NC 旋盤、パンチレース、フライス盤、ボール盤を用いての金属加工に従事。手袋は使用しない。 切削油（不水溶性切削油、研削油）に上肢、衣服を通しての下肢、顔面にばく露。
4/28	夜中に両腕に発疹。朝、顔面に発疹、ヒリヒリ感、次第に増強、顔面に発熱、痛くて耐えられないほどに。
4/29	顔面が赤く腫れ、各症状持続し、T 病院救急外来受診。(5/8 まで休業)。
5/1	T 病院皮膚科受診。ステロイド剤など処方。
5/9	入社。顔の腫れはなくなったものの、手と前腕の痒みで眠れない日々が続き、掻きむしるので出血した。
6 月から	休業した先輩社員にかわり、NC 旋盤にも従事開始。NC 旋盤において使用する切削油のミストにばく露するようになる。 局所排気装置なく、かつ、ときおり高圧で切削油を噴射して切削くずを飛ばす「ハイプレッシャー」方式を使用するなど、ミストの吸入をするようになる。簡易マスクの使用はしたが、オイルミストに有効な防護マスクは使用せず（支給はもろなし）。 皮膚症状は 2019 年になっても軽快することなく、数カ所の開業医においてステロイド外用剤などを処方され、就労を続ける。
2019/4/6	発熱し、息苦しさ、咳・痰の症状が出始めた
4/9	E 病院受診。気管支炎疑いとして各種の投薬治療を受ける。「仕事に行く」と悪化するのを、仕事が原因だろう」との指摘。少し軽快したので、5/23、24 と出社したが、翌日には同様な症状が出て、以後、現在まで休業となる
5/28	N 病院呼吸器内科受診。呼吸機能は正常範囲だったが、ピークフローが予測値の 80.9% と少し低めであった。また気管支喘息の指標である呼気中一酸化窒素濃度が 61ppb と高かった。仕事から離れて約 2 カ月後の 7 月 23 日には呼気中一酸化窒素濃度は 28ppb（日本生命病院）と低下し、9 月 3 日にも 28ppb（H 医療センター）であった。なお、N 病院では E 病院の胸部 CT 画像（5 月 20 日）について「気管支壁肥厚あり」とのカルテ上の所見あり。
2019/12/13	大阪西労基署に労災請求、B 社は事業主証明拒否。熊谷意見書提出
2020/7/13	不支給決定通知（日付）
9 月下旬	個人情報開示決定、開示資料交付
9/30	審査請求提出（大阪労災審査官）
11/5	審査請求意見書（代理人片岡意見書、熊谷信二先生意見書提出）。
2021/10/22	口頭意見陳述（審査官、西署、A 氏・代理人）
11/26	口頭意見陳述を受けての意見書提出（熊谷、片岡）
7/14	皮膚炎について原処分取消決定

案であった。

例示列举疾病だと知らなかった!?

不支給決定後の個人情報開示請求で入手した西署の調査結果復命書（以下、復命書）を読んだところ、こうした職業病リストに関する記載がまったくなかった。

一般的に、職業性疾病についての労災請求がなされると労基署は種々の調査を行い調査内容と結論を復命書にまとめる。

復命書の書式として、「職業病リストの何々の疾患に該当するかどうか」を検討することから始めて、結論部分で「該当するから業務上」あるいは「該当しないから業務外」というスタイルをとる。

例示列举疾病であるときは、その例示列举疾病であるかどうかの検討をすることになるので、必ずそのようなスタイルになる。

だが不思議なことに本件の復命書はまったくそうになっていなかった。

そこで審査請求にあたって、請求書の「審査請求の理由」に「本件処分に係る接触皮膚炎は、労基則別表第1の2第4号3に該当する疾患であるにもかかわらず、他の原因として明らかに立証されたものが皆無であることを踏まえに行われた不支給処分であるため」と記載して提出した。

そうしたところ、審査請求後ほどなく、上記の通常スタイル、つまり、労基則別表第1の2第4号3の疾患に該当するかどうかを判断するという形式に変更して、復命書の同内容で書き換えられた原処分庁意見書が審査官に提出されたのである。

つまり、本件の皮膚炎について「切削油による皮膚炎が職業病リストに例示列举されていること」そして「例示列举疾病にあたるかどうかということが調査の眼目になるということ」を、私たちの審査請求書を見るまで西署が知らなかったとしか考えられず、これには啞然とするほかなかった。

常識通りの業務上判断

いずれにしても（西署とは違って）審査官は、A氏の皮膚炎を「例示列举疾病に該当するかどうかを判断する」という当たり前のスタートラインに立つことになった。

「例示列举疾病であること」の意義は、切削油へのばく露と皮膚炎の医学的因果関係（評価）が確立しているという前提がある、つまり、『一定の要件を満たし、特段の反証がない限り業務上の疾病と認定されるべきものであるとされている』（『』は決定書から引用）ということである。

たしかにAさんの場合、「非特異的IgE値が高値であること」「MAST36検査が擬陽性」であり一定のアトピー素因があるとはいえるのだが、問題は、表に示した仕事状況と発症・症状経過との関係において、業務上疾病ではない＝不支給処分とする、ほどのもの（質と程度）があるのか、という点である。

この点、審査官は各証拠、医証を検討したうえで『請求人の素因が大きく影響したとまでは言い難く、業務上の有害因子が相対的に有力な発症原因であったと判断するのが妥当であると認められる』とした。ま

た、『業務を休業することにより、ばく露がなくなってしばらくすると症状が軽減』している事実はその判断の『大きな補完要因である』とも判断した。

そして『以上のことから、総合的に判断すると、請求人に発症した本件疾病は、一定の要件を満たし、特段の反証がなされたまでとは言えないと当審査官は判断することから、別表第4の3「すす、鉋物油、…皮膚疾患」に該当すると当審査官は判断する』と結論づけた。

ズサン極まる

要するに、「切削油に業務でばく露したら接触性皮膚炎を発症するということは職業病リストに掲載されているほどで、いわば自明のことである。にもかかわらず、多少、皮膚が弱い傾向がある（あるかもしれない、「お肌があれやすい）」ということ

をもって労災認定しない、などとは非常識きわまりない」ということだ。

であるので私たちは、不支給決定後～審査請求段階を通じて、西署自身による原処分の自庁取消を求め続けていたのであるが西署は一貫してこれを拒否、大阪労働局はそれを容認した。尾辻かな子衆議院議員に仲介いただき直接厚生労働省本省に善処を要請したが、それでも彼らの態度は変わらなかった。

職業病リストの意義を無視するこんなズサン、不法なやり方がまかり通っていいはずはない。労災請求から不支給取り消し決定まで2年半もかける現代労災補償行政とはいったい何なのだろうか。まことに傲慢な連中である。

次の「気管支喘息の不支給処分」について、愚かな審査官決定がなされないことを願っている。



中皮腫ポータルサイト
みぎくりハウス

<https://asbesto.jp/>



中皮腫患者による、中皮腫患者のための情報発信、交流の場！！
お問い合わせは、0120-310-279 中皮腫サポートキャラバン隊

台風対応後死亡の職員の遺族が、田辺市に申し入れ

田辺市の危機管理局长だった中野典昭さんは2018年8月、台風20号の災害対応にあたった後、脳出血で倒れ、その後死亡した。遺族は公務災害を請求し、2020年6月に認定された（詳細は本誌2021年9月号）。災害対応の指揮を執り、休憩もほとんど取れずに対応したことが強度の精神的負荷となり、基礎疾患の高血圧を自然経過を早めて著しく増悪させたと判断された。

公務災害と認められたものの、遺族には納得がいかないことがあった。

業務が原因で死亡したのに、市役所からは何の説明もなく、中野さんの死はまるでなかったことのように忘れられているというのだ。そのことについて、遺族が漠然と市に問い合わせてもきちんとした対応は期待できない。

一計を案じて、田辺市長宛に文書で説明を求める申し入れを行った。

2022年6月8日、中野さんの妻と次男、支援者として当センターが同席し、田辺市役所で申し入れを手渡した。申し入れと同時に、市役所記者室で会見も行った。会見には長女も駆けつけて出席した。田辺市のテレビや新聞は、大きく報道した。

申し入れの内容は以下の4点

- 1 台風20号への対応で、「災害対策準備室」を設置され、またその際に副市長が来られなかったというのは、事実でしょうか。
- 2 副市長が来られなかったとしたら、どういう理由であったのでしょうか。
- 3 副市長が来られなかったとして、中野が「災害対策準備室」のトップの代わりとして、最終判断を行ったことについて、市の対応としてどのようにお考えでしょうか。
- 4 当日の災害対応について検証し、1人に過重な責任がかかることのないよう今後の体制見直しをご検討ください。

台風が近づいた2018年8月23日、中



記者会見する中野さん遺族

田辺・18年台風 防災指揮後局長急死

遺族、市に説明求める

2018年の台風20号で田辺市役所の防災体制を指揮した危機管理局長が直後に急逝したことが、遺族が8日、真砂充敏市長あてに申入書を届けた。当時の状況と対応を調べて説明するよう再三発防止策を考案してほしいと求めている。

公務災害「何があった知りたい」

亡くなった危機管理局長から台風20号の対応にあたっては中野典昭さん、57歳だった。この日の夜、田辺市の遺族が名前を公表した。20年に地方公務員災害補償基金が「公務上の災害」と認定している。中野さんは18年8月23日朝から台風20号の対応にあつた。この日の夜、田辺市の全域に避難勧告を出すのかどうかで苦悩し最終的に発令。市役所に泊まりこんで翌日も対応にあつた。帰宅は24日午後6時ごろで、自宅で倒れて26日朝に脳出血のひょう橋出血で亡くなった。中野さんの死去から間もなく4年、公務災害の認定から9年となる現在も、遺族は「田辺市は遺族に説明を一切していないため、申入書を出して」として、また遺族は、副市長が室長に就く災害対策準備室を設けて防災体制を格上げしたにもかかわらず副市長が来なかったことが中野さんに過重な負担をかけたことになったと訴えている。副市長が来るべきだったのに来なかったと田辺市も取材に認めている。中野さんの妻(22)と次男(24)が、狩谷賢一・総務課長に手わたした申入書は「遺族として、死亡前の業務で何があったのか、きちんと知りたい」と指摘。副市長が来なかったのは事



亡くなった中野典昭さんの写真をおいて記者会見する遺族＝田辺市役所

実か③事実ならば理由はなにか④その結果として中野さんに重い責任がのしかかったことと考案しているのか⑤当日の対応を検証して今後の体制を見なおすことを検討する⑥17日と18日の4点について回答・説明するよう求めている。その後の記者会見には長女(27)も出席した。妻は「このまま何の説明も無かったことになってしまふ」、長女は「公務災害の認定後も遺族に何の一言も無いのは市役所としてどうなのか。死んだらもう関係ない」ということ、次男は「父の死から4年が経つとして、私たちの時間は止まったまま。憤りはかりで父の死を悼むことができなくて」と訴えた。続けて田辺市も会見した。西貴弘・総務部長は「先輩が亡くなったのは残念で、遺族の心中を察してありある」と話した。遺族への説明の場を近く設けることも明言した。一方で「説明してほしいという要望がなかった」とも繰り返した。業務に関係して死んだのだから要望が無くても自ら説明に来るべきだったという遺族の指摘については「遺族にお話をさせていただいた」と述べるだけだ。

(下地 撮影)

2022年6月9日 朝日新聞

野さんは朝から対応に当たっていたが、夜9時58分には全市に避難勧告を出すと同時に、防災体制を「災害対策準備室」という副市長をトップとした300人の体制に格上げした。ところが、副市長が登庁しなかったことが、生前の中野さんの言葉から分かっている。遺族が市役所の職員に尋ねて確認もしている。これまでにない大規模な防災体制となったときに、それをまとめるべき責任者が現場に来ていなかったことが、危機管理局長であった中野さんの負担を増加させたことは間違いない。これら質問への回答で、遺族は当時起こったことを検証し、何らかの誠意を示すことを市に希

望していた。申し入れ後、田辺市側も記者会見を行ったが、「職員が亡くなったのは残念で遺族の心中は察して余りある」としながら、「中野さんに判断が集中するような状況ではなかった」とも話した。6月25日、土曜日の休庁日であったが、田辺市役所の会議室で遺族は田辺市と面談した。対応したのは田辺市副市長、総務部長、危機管理局長だったが2018年当時の副市長は退任、他の職員も変更されていて後任の職員だった。回答は文書で遺族に手渡された。中野さんの妻と長男夫婦と長女、次男が

そろって出席した。

やり取りの前に、遺族側からこれまでの遺族への態度や説明がなかったこと、公務災害請求を阻むような態度の職員がいたり、田辺市の対応に問題があったのではないかとときいたところ、それに関しては遺族に対してお詫びすると職員3人がそろって頭を下げた。

回答は、1については、副市長は自宅待機し市庁舎へ来ていなかったと認めた。

文書にも記載されたし、口頭で来なかったのは不適切だったとも話した。

2の理由については、副市長と中野さんが電話協議で自宅待機とするとしてと回答した。

これは経緯であって理由ではない。遺族からの指摘に、市側は元副市長に尋ねるなどの調査はしておらず、そのような権限もないと答えた。調査して事実を明らかにする気がないということだ。遺族と激しいやり取りをすることになり、最終的には元副市長に聞きに行って再回答をもらうことになった。

3については、長々と時系列で災害対応の経緯を延べ、それは危機管理局長の職責として判断を行ったものだとした。要するに、災害対応とそれに伴う判断を行うことが危機管理局長の仕事ということを説明していた。

これも質問への回答になっていなかった。あくまでも過重な負荷がかかったとは認めないということだ。

4では、「災害対策準備室」では、責任者を副市長1人から2人体制へ変更した

り、危機管理局長の精神的肉体的負担を軽減するために「準備室特別調整班」などを設けたという。健康診断結果に基づき医療機関の受診を強く推奨するとした。しかし、実際の調査をして事実関係を明らかにしていないのに、小手先の対策を立てても改善されるとは思えない。

結局、2の再回答を含め、日を改めて再度回答をもらうことになった。

「副市長は登庁すべきであった」 との見解

再回答の項目、および追加の質問事項は、
質問2 副市長が来られなかったとしたら、どうゆう理由であったのでしょうか

質問3 副市長が来られなかったとして、中野が「災害対策準備室」のトップの代わりとして、最終判断を行ったことについて、市の対応としてどのようにお考えでしょうか

に追加で

1 池田副市長が登庁しなかったことについて、市長としての見解

2 公務災害申請書類の市の説明と遺族が集めた証言内容に違いがある点についての説明

①中野さんの上司、総務部長は副市長について「何かあれば連絡することとし、引き続き自宅待機することにした」などと記載しているが遺族が聞き取りをした時は、「市長が来ていたかどうかははっきりした記憶はない」と述べており、事実はどうだったのか

②遺族の聞き取りでは中野さんが、「副市長は寝ているし、連絡したら怒られる」と言っていたこと、副市長は「もう寝るんや」と言ったらしいなど、「いつでも連絡が出来、必要な判断を下すことが可能な状態にあった」とは考えられない証言があること

3 「災害対策準備室」体制で・これまでにない規模の災害であったこと、・担当副市長の不在、もう一人の副市長と教育長も呼ぶことができなかったこと、・休憩する余裕もなく長時間にわたって対応が必要であったことなどから、危機管理局長という役職であるということ以上に、中野に相当な責任と心理的負荷がかかったと考えるが、どうか

4 公務災害申請に協力することが、遺族への配慮と考えサポートを行ったとの主旨の発言があったが、どのような配慮やサポートをしたのか。

8月6日土曜日、再度の面談を田辺市役所で行った。

質問2について、現副市長は元副市長に聞き取りを行い、その回答を読み上げた。

夜間に行える対応は限られているため自宅待機を行うこととしたという内容だった。要するに、危機管理局長と電話で協議して自宅待機とした、夜間に行える対応は限られているため、自宅ですべて電話連絡できる状態だったということだ。

質問3については、「災害対策準備室」設置後、何か所かの避難指示の報告を受けた以外に特段の判断を行う必要はなかった、危機管理局長の本来業務の範疇で、職

責として様々な判断を行う立場だったとし、前回の回答と主旨は変わらなかった。

追加1 池田副市長が登庁しなかったことについて、市長としての見解については、「災害対策準備室を設置している間、本来、登庁すべきであったと考えています。」と答えた。

追加2から4の質問については、これまでと同じく事実を確認することなく、総務部長は災害時は危機管理局長の部下ですべて把握する立場ではなかったとか、中野さんに特に困難な判断の必要はなく職責の範囲だった、副市長とはいつでも連絡が取れた、といった言葉が繰り返された。

結局、遺族が納得する回答は得られず、2回目の面談は終了した。

2回のやりとりの成果は以下の2点である。

- ・市として、「災害対策準備室」が設置された時、副市長が登庁しなかったのは不適切で、来るべきであったということを認めた
- ・遺族に言われるまで説明を行わなかったなど、配慮がなかったことについての謝罪

それ以外については、副市長がなぜ来なかったのか本当の理由は不明なままであるし、中野さんには職責以上の負荷はかからなかったという見解だった。事実確認ができないので、今後の改善についても話しができなかった。

遺族は到底納得しておらず、今後、どのように真相を究明するのか新たな手段を考える必要がある。

死ぬまで元気です

Vol.50 右田 孝雄



皆さん、こんにちは。私は相変わらず元気です。

今回は50回記念ということですが、2018年4月から始まった「死ぬまで元気です」はもう4年半も連載していただいているんですね。一体どこまで続くのやら、これを投稿しているうちは元気な証拠でしょうね。

今年も7月の『中皮腫啓発月間』も終了しましたが、この期間中の7月13日に中皮腫サポートキャラバン隊の副理事長でもあった舘山亮さんが享年46歳の若さで旅立たれました。実は前日、私は舘山さん(亮ちゃん)と面会していたんです。彼が体調が優れないと伺い、急遽亮ちゃんが療養中の北海道へ飛びました。

亮ちゃんの家は、北海道の広大な土地の閑静な町にありました。自宅にお邪魔すると、ベッドで横になっている彼と対面しました。腕と太腿が細くなっているのは明らかに分かりましたが、腫瘍と腹水で張っているお腹と肉付きのいい顔を見たら、普段の亮ちゃんと変わらないようにも見えました。話をする声も少しかすれていましたが、張りのある声といつも通りの口調に、私は

まだまだ大丈夫だとその時思ったのでした。その後、それが大きな間違いだと知ったとき、私は大声で泣いていました。

彼の自宅で約1時間お話しさせていただき、亮ちゃんも疲れてはいけなと、「また来るからゆっくりしといてな」と告げて腰を上げると「はい、分かりました」と普段通りの言葉に安心して家をおいとしました。

その際、見送って下さった亮ちゃんの奥



さんに「亮ちゃんは弟みたいに思えて」と言うと、「亮も右田さんをいつも兄貴みたいだと言ってます」と答えてくれた時、私はタクシーに乗り込みながら涙を流していました。そして、また必ず会いに来ると思いつながら帰路に着きました。最寄りの駅から新千歳空港へ行き、その日のうちに自宅に戻ってきました。

翌日、中皮腫ZOOMサロンに参加しながら、亮ちゃんがサロンに入っていないかと思っていました。結局最後まで入ってこなかったの、皆さんに亮ちゃんの様子を話し、彼を元気づけるためにみんなでスクリーンショットを撮って、画像を送ることにしました。サロンを終えてすぐにスマホを見たら、亮ちゃんからLINEが届いていました。しかしその内容は彼が書いたものではなく、彼の奥さんが書いたものでした。そこには亮ちゃんがちょうどZOOM

サロンが始まった時間に息を引き取ったと書かれていました。

私はこの時、前日にわずか1時間の面会で帰ったことを後悔し、声を出して大泣きしていました。

館山亮さん、本当に皆さんから信頼され、優しく思いやりのある方でした。本当に弟のように慕ってくれましたし、私にとっても最近は何でも相談のできる方でした。

相棒のくりちゃんが亡くなり、また次の相棒の今村さんが亡くなり、ようやく見つけた私の弟みtainな相棒の館山亮さん。

現実には本当に残酷です。相棒が亡くなっても、仲間が亡くなっても、前に進むしかないんです。やることはお構いなしに次々と迫ってきます。

これからもこんなことの繰り返しですが、私はまだまだ元気です。というか、元気でなければいけないです。

中皮腫とともに生きる

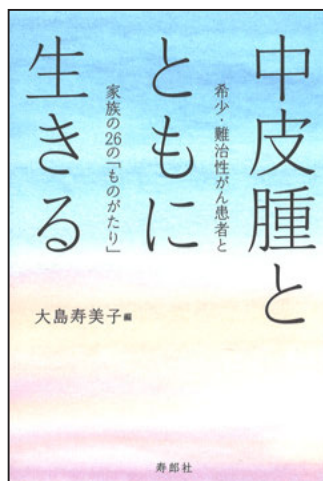
希少・難治性がん患者と家族の26の「ものがたり」

北里学園大学教授 大島寿美子 編

病によってどう生活が変わり、どんな困難に直面するのか？

2人に1人ががんになり、3人に1人ががんで亡くなる時代。本書は5年生存率が一割という希少・難治性のがんになった人々の体験的知識を伝達する本です。

26人の患者・家族の「ものがたり」が、いま、困難に直面している人に《前に進む力》をもたらします。



寿郎社
四六版 232 頁
本体 2000 円 + 税

韓国からの ニュース

■会社員のパワハラ感受性「育児職員の便宜提供」が最下位

「職場の甲質 119」が、先月 10 日から 16 日まで、会社員 1000 人を対象に「職場のパワハラ感受性指数」を調査した結果を公開した。職場のパワハラ感受性指数は、入社から退社まで、職場で体験することになる状況を 30 の質問項目に整理し、それに同意するレベルを 100 点満点で数値化したものだ。

今年の職場のパワハラ感受性指数は平均 73.8 点で、5 等級の中で 3 等級（C 等級）に当たるとした。2020 年の 69.2 点、昨年の 71 点に比べて若干上昇した。感受性が最も高い項目は、暴言（上司が怒ったら、ひどい言葉を発することもあり得る）だった。更に、侮辱（多少侮辱的な業務指示も、時には必要だ）、私的な業務指示（上司は部下の職員に、業務と関係のない個人的なことも頼める）、除け者（いじめを受ける職員が出るのは避けられないことだ）、飲酒の強要（職場生活を円満にするためには、酒が嫌いでも 1、2 杯ぐらいは飲まなければならない）の順だった。

感受性が最も低い項目は、育児職員の便宜提供（子供を育てる職員への便宜は大目に見るべき）が挙げられた。続いて、低成果者の解雇（仕事ができない職員に対する辞職勧告は必要だ）、退社した職員に責任を問う（突然仕事を辞めてしまった職員には、責任を問うべきだ）、任せた仕事をするための夜勤（任された仕事は時間外勤務をしてでも終わらせるべきだ）、過剰な採用公告（採用公告はあ

る程度誇張することもありうる）が、後に続いた。

「職場の甲質 119」のハ・ユンス公認労務士は「暴言・侮辱・私的業務指示を職場内いじめと認識し、これをタブー視する文化が形成されていると見られる」が、「実際に労働関係法の違反に当たる過剰な採用公告や育児職員への便宜未提供に対しては、これをパワハラだと認識するレベルは低かった」と評価した。「職場パワハラの感受性の低いいじめの類型と事例を雇用労働部のマニュアルに反映し、職場内いじめの予防教育によって、会社員の感受性を高めなければならない」と注文した。2022 年 7 月 10 日 毎日労働ニュース シン・フン記者

■ 30kg 装備を担いで電柱に登り、高圧電線に触っていた労働者／12 人が集団労災申請

高い電柱に登ったり降りたりしながら、クモの巣のように絡まっている高圧電線を整備する電気労働者がいる。電柱の一番上に高圧電線を設置するためには、安全保護具やロープなど、20～30kg に達する装備と資材を結び、電柱に足場ボルトを 1 m 間隔で設置しながら登らなければならない。腰、肩、腕、足、膝など、全身に力を入れる。電線を引っ張ったり重い資材を持ち上げて設置する時も、繰り返し強い力を入れる。住居地と商業地区が多く、電柱と電線が複雑なソウルでは、電気労働者の困難が加重される。

建設労組は勤労福祉公団ソウル地域本部の前で記者会見を行い、ソウル地域で働く電気労働者 12 人が集団で労災申請をすると明らかにした。今回労災を申請する人たちは、長くは 1988 年から 35 年、短くは 2006 年から 15 年間、電気の業務をした労働者たち。平均年齢 56.6 歳、平均経歴は 27 年。それ



負傷した肩を見せて抗議するチョン・グアンモさん

ぞれ回旋筋蓋破裂、癒着性皮膚炎、椎間板ヘルニア、脊椎前方転移症などの筋骨格系疾患を患っている。建設労組は「韓国電力で、2年周期で業務を落札した業者で働く非正規職の下請け労働者なので、業者に労災保険の話を持ち出ただけでも雇用不安が襲ってくるのが現実」と話した。

今回、労災を申請したチョン・グアンモさんはこの日の記者会見に参加し、「2年前から痛みを強く感じ、筋骨格系断裂という診断を受けた。2ヶ月前に手術をしたが、業者からは『労災に上げる事案ではない』、『労災に上がれば、次の契約の時に不利益を被る』と言われ、今日明日と労災申請を先送りした」と話した。2022年7月12日 京郷新聞 イ・ヘリ記者

■5年間で「職場内いじめ」など、自殺労災が473人に達した

基本所得党のヨン・ヘイン議員が勤労福祉公団、人事革新処、国防部、私立学校教職員年金公団から提出された2017～2021年の自殺労災現況資料を分析した結果、5年間に473人が労災と認定されたと明らかにした。

昨年だけで114人が自殺労災と認められた。これは2020年(87人)より31%増えた。

ヨン議員は、2020年の警察庁の「職場ま

たは業務上の問題」を原因とした自殺者数と、労災自殺と認められた自殺者数が一致しないとし、「隠蔽された自殺労災はもっと多いだろう」と指摘した。

警察庁が発表した2020年の全体自殺者数は1万2776人で、この内492人の死亡原因が「職場または業務上の問題」に分類された。一方、2020年に労災と認定された自殺者数は87人。

議員室は、警察が職場または業務上の問題と見ているのに、実際に労災申請をしなかったり、申請したが認められなかった比率が82.3%程度になると推定した。2022年7月16日 京郷新聞 リュ・イナ記者

■31歳で得たパーキンソン病、サムソン半導体の労働者は泣いた

Aさん(32)は27歳だった2017年6月、サムソン電子・半導体事業部平澤工場内の拡散工程で働き始めた。拡散工程は、半導体を作る核心工程の一つだ。800～1200度の超高温の電気炉でウエハー(シリコン基板)に不純物(ヒ素、リン、ホウ素イオンなど)を拡散し、半導体層の伝導形態を変化させる工程で、Aさんは洗浄作業を担当した。

仕事を始めて3年余りが過ぎた時、左手が「狂ったようで、持て余すほど」に震えた。Aさんは昨年2月、病院でパーキンソン病の診断を受けた。わずか31歳だった。

現在、薬物治療も容易ではないという。一生薬を飲んで生きなければならないのに、早くから薬をたくさん服用すると免疫力が生じて、以後の薬物効果がなくなる可能性があるという。Aさんは「最近左足にも力がなくて、完全に伸びにくい状況」で、「力が抜けるのを防ぐために運動をするのにも力が足りないような気がする。死ぬような病気ではな

いというから生きていかなければならないのに、自信がない」と話した。

Aさんは昨年5月に会社を辞めた。元々働いていた部署ではこれ以上働けず、他の部署にも行けず、追われるように会社を出てきた。パーキンソン病に関連するような家族歴もないAさんは、理由を知るために、周りの助けを受けて病院を訪れた。拡散工程で主に使用するヒ素へのばく露を疑った。検査の結果、Aさんの体から323.82 $\mu\text{g/g}$ ・CREのヒ素が検出された。これは一般人口集団の上位10%以内に当たる高い数値だ。ヒ素は多様な形態の化合物で、強い毒性を持っている。化学的な形態によって有機ヒ素と無機ヒ素に分けられるが、無機ヒ素の方が人体への危害性がより高いと知られる。Aさんの体からは無機ヒ素As5+、As3+も検出された。

病院は「作業環境による無機ヒ素ばく露が相当だったと推定される点、パーキンソン病患者の脳脊髄液でヒ素濃度が高く、動物実験でヒ素がパーキンソン病を誘発するメカニズムが提示された点などから見て、有害ガスの複合ばく露によって疾病が発生した可能性が相当ある」と判断した。

しかし勤労福祉公団・京仁業務上疾病判定委員会は6月7日、Aさんが出した労災申請を不承認とした。Aさんが業務遂行中に酸化窒素、フッ化水素などを扱ったり、ばく露した可能性はあるが、ばく露期間が長くなく、これらの物質とパーキンソン病との関連性はないと判断した。

「半導体労働者の健康と人権を守る会」(パノリム)は、「作業者がヒ素に高濃度でばく露したとすれば、当然、その他の有機溶剤などの化学物質にもそれだけばく露したと見られるが、公団がこの検査結果の意味をきちんと把握したのかを尋ねたい」とし、「公団

の京仁業務上疾病判定委員会は過去に二回、パーキンソン病と業務関連性の判断で労災を不承認としてきたが、以後の行政訴訟で業務上災害と認定されてひっくり返された。無責任な判定で被害者の苦痛を加重させる行為をそのままにしてはならない」と批判した。

パノリムとAさんは、公団の労災不承認処分を不服とし、雇用労働部に再審査を請求する。2022年7月18日 京郷新聞 ユ・ソンヒ記者

■「警察の捜査を受け」急性心臓死、労災認定

大田高裁清州裁判部行政二部は、農協職員Aさんの妻が勤労福祉公団に起こした遺族給与と葬祭料不支給処分取り消し訴訟の控訴審で、原審を覆して原告勝訴と判決した。

Aさんは、忠清北道堤川地域の農協に勤めていた2015年5月には農協資源化センターの管理所長となり、2018年3月までの約2年間、取引先とセンターの賃貸と売却契約を締結する業務を担当した。

ところが、組合長のBさんが2018年1月頃、国民権益委員会から補助金管理に関する法律(補助金法)違反の容疑で告発された。AさんはBさんと一緒に警察署に呼ばれ、翌日も再び出頭して参考人として取り調べを受けた。彼は手帳に捜査結果による補助金返還、監査などが怖いと書いていた。出頭の前日には、動悸で病院に行ったりもしていた。

2018年3月、与信・信用担当部署に席が移ったが、一ヶ月余りして意識を失って倒れて、急性心臓死で死亡した。Aさんが死亡した翌日、Bさんは嫌疑なしとして不起訴が決定された。

Aさんの遺族が遺族給与と葬祭料の支給を請求したが、公団は不支給決定を行った。業
(18ページにつづく)

前線から

ドボンで解消、熱中症 大阪市消防局

大 阪

熱中症の搬送件数を消防庁で調査するようになったのは平成20年度からだが、当時その数は年間12000件から25000件程度だったものの、平成22年に56000件と急増し、平成30年には95000件に及んだ。

職場での熱中症も、平成13年頃は「暑熱な場所における業務による熱中症」は200人弱が報告されているにすぎなかったが、平成22年から急増し、これに伴い死亡者及び休業4日以上業務上疾病者数も増加している。この結果、第13次労働災害防止計画（平成30年度～令和4年度）においても、職場での熱中症による死亡者数を前の5年間と比較して、5%以上減少させることを目標とし、「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」を実施してきた。

キャンペーンポスターを見ていると、暑さ指数（WBGT値）の把握を奨励し、熱中症が発生しやすい日時に警戒することを訴えるとともに、労働者の意識と予防を呼びかけている。夜更かし、食事抜き、二日酔いなど控え、自分の健康状態を過信せず、また、口渇を覚える前に水分および塩分補給を行うことが代表的なものである。

事業所の協力が必要なものは、近年一般的になってきたクールジャケットの着用や、保冷材の支給、スポットクーラーの設置、休憩場所の確保、十分な休憩時間を取り入れた作業計画が挙げられるが、これらも事業所によって事情が異なり、たとえばクールジャケットは粉じん作業の現場では発生した埃をジャケット内に吸いこんでしまうし、港湾でもジャケットの袖を作業

中に引っかけてしまうので不向きという話であった。

実際に事業所がどのような熱中症対策をしているのかというと、水分・塩分補給を行うという会社が多く、給水も水が良いかスポーツドリンクが良いかという話になるくらいの違いで、あまり差異はない。また、これらは労働者それぞれが能動的に行うもので、何か事業所が熱中症予防のための環境作りをしている事例はないかと探していたところ、大阪市消防局から全身冷却用のパネル水槽の活用を紹介していただいた。

消防隊員は、災害現場において防火服を来て出火建物に入り、迅速かつ強力に作業をしなくてはならない。暑熱順化のための訓練を常時行い、真夏でも防火服を着たまま、唯一外に出ている顔を真っ赤にして署周辺をランニングしているのを見かけることもある。しかしいくら訓練をしても、当日の体調や災害現場の状況から身体が耐えられないこともあるだろう。熱中症の事例も毎年報告されており、消火などの警防活

動時の発症数は多い。大阪市消防局は、これまでも隊員の安全と健康を守るべく、大阪市立大学と連携して熱中症対策に取り組んできたが、令和2年に導入したパネル水槽でも同大学が協力している。

この水槽は、直径2.1m、深さ80cmの水槽（表紙写真）で、災害現場に設けた休憩テント内に設置し、休憩中に5分程度入水して深部体温を下げることを目的としている。ジャケットなどは脱ぐが、Tシャツに下の作業服は履いた状態で水にドボンと浸かる。大阪市大の調査によると、入水より2分から5分後に深部体温の降下が始まり、5分以降は降下が緩やかになるという結果が出ているため、必要な時間は3分から5分程度というところだろうか。出たあとは再度防火服など着ることになるが、入水で濡れたシャツも下も、残りの休憩時間で乾くように、休憩後の作業に支障が出ないようである。

この結果、導入年ではパネル水槽を設置した現場において熱中症の発症者は1名にとどまった。前年同条

件の現場で5人の発症者が出たことを考えると、格段に向上されたことになる。しかも、1名というのは順番が来る前にすでに発症していたということなので、もし発症前に利用していれば防げたかもしれないのである。しかし、発症後に入水しても効果がないこ

と、隊員のローテーション管理が重要であることが明らかになったことから、パネル水槽が今後も改良を続けて作業をしやすい環境作りに寄与することだろう。



3次会のセクハラ行為による精神疾患、再審査請求へ

大阪

Aさん(女性)は、2019年4月にソフトウェア開発等を業とするB社に入社、大阪市内の西日本支社に配属された。同年6月には社内発表会が東京で開催されることとなり、支社の社員全員で参加、終了後会社主催の懇親会に参加した後、会社関係者4人で食事をし、さらに3次会としてガールズバーに行くことになった。

ガールズバーでは、他の男性上司らの前で女性店員と触り合いなど様々な行為をさせられることになった。Aさんはその後、この日の出来事が頭から離れな

くなり、涙が止まらない、夜に眠れないなどの症状が現れたため精神科医を受診したところ外傷後ストレス障害と診断された。

その後の療養、休業について、Aさんは業務上疾病として労災保険の請求を行ったところ、大阪中央労働基準監督署長は翌20年5月に不支給処分を行った。これを不服として審査請求を行ったが、大阪労災保険審査官は、22年5月になって棄却決定を行った。

不支給処分と棄却決定の理由は、ガールズバーへ行くという行為が、自由意志

であってAさんの意向によるものであり、3次会はずでに業務との関連性を失っているという判断から、業務起因性を判断する対象としなかったことからだった。

しかし、Aさんが3次会に同行したのは、「その日の夜はいろいろ連れて行くところがあるから…」と言われており、これにしたがったためだった。Aさんはまだ入社後2か月あまりの有期雇用の立場であり、正規雇用ではなく、権限を持つ上司の意向にかなうように、行動するのは当然のことだった。

精神障害の労災認定の基

(15ページからつづく)
務上の過労という客観的な根拠がないという理由からだ。Aさんは発作性心房細動で数回診療を受け、心臓病の診断履歴がある点も考慮された。Aさんの妻は2020年5月に行政訴訟を起こした。

一審は公団の判定が正しいと判断したが、控訴審の判断は違った。資源化センターは忌避部署として有名な上、Aさんが働いていた時期は事業が活性化されず、業務による圧迫がかなり激しかったと判断した。

裁判所は、「(警察の調査の過程に)弁護士が同行していたとしても、捜査のために捜査機関に出頭することは、一般人の立場では十分負担になる」とし、「死亡者は被疑者ではなかったが、容疑が有罪と確定した場合には

準に関する専門検討会の2010年の報告書でも、留意事項として「被害者は、勤務を継続したいとか、行為者からのセクハラ被害をできるだけ軽くしたいとの心理などから、やむを得ず行為者に迎合するようなメール等を送ることや、行為者の誘いを受け入れることがある。」と指摘している。

また、出張中については出張過程全般について事業主の支配下にあると言ってよいというのが業務遂行性判断の原則であり、いわゆる附随行為の判断は広くなるとされている。

さらに、本件でAさんと

契約担当者としての懲戒を受けることもある地位にあり、一般的な業務によって発生し得るレベルを超える精神的なストレスを受けていた」と判示した。

特に、Aさんが警察に出頭した頃、高血圧性心臓病の診断を追加で受けていたことも、業務上災害の根拠として認められた。裁判所は「捜査関連のストレスを解消できる不起訴決定が、故人の死亡の以後に行われたことを考慮すれば、死亡直前まで相当な精神的な圧迫感を感じ、高血圧性心臓病に繋がったと見られる」と説明した。2022年7月25日 毎日労働ニュース ホン・ジュンピョ記者

(翻訳：中村猛)

会社で争われている民事裁判において、会社側は3次会での出来事を民法第715条の「事業の執行について」の要件を満たすと認めており、裁判所も判決で同様の判断を示している。

3次会について業務遂行性は認められないとした原処分と審査決定について、Aさんは到底納得できるものではなく、この6月に再審査請求を行った。3次会の業務遂行性とハラスメント行為の評価について、Aさん側としてはあらためて明快な主張を行うことにしている。

7月の新聞記事から

7/5 岡山労働基準監督署は、ベトナム人技能実習生の男性が仕事中にけがをしたのに届けなかったとして、岡山市南区の建設会社「シックスクリエイト」と同社の営業部長の男を労働安全衛生法違反（労災隠し）の疑いで岡山地検に書類送検した。同社は2020年5月、足場の解体工事中に同僚が投げ渡した部品が男性の顔に当たり、歯が折れるなどのけがを負ったのに、労基署に報告書を提出しなかった疑い。岡山県警は6月、同社の元従業員4人を傷害や暴行容疑で書類送検している。

7/6 兵庫県警機動隊の巡査だった木戸大地さん(24)が自殺したのは先輩らのパワハラなどが原因だとして両親が損害賠償を求めた訴訟で、被告の県は、パワハラ行為の一部を認めて100万円の支払いを命じた一審・神戸地裁判決を不服として大阪高裁に控訴した。一審判決は自殺とパワハラとの因果関係は否定しており、両親は6月26日付で控訴している。

7/7 人事院は2021年度に各府省庁の国家公務員から寄せられた職場環境などに関する苦情相談が重複した内容を除き、1269件だったと発表した。4年連続で過去最多を更新。ハラスメント関係が最も多く、全体の3割以上を占めた。

7/8 奈良市の近畿日本鉄道大和西大寺駅北口付近にて、元内閣総理大臣の安倍晋三が参議院選挙の候補者の応援演説中に銃撃され、救急搬送されたが、病院で死亡が確認された。現場で逮捕された実行犯は、「母親が宗教団体にのめり込んで破産した。安倍氏がこの団体を国内で広めたかと思って恨んでいた」などと供述したという。

7/11 神戸地検は、過労死ラインを超える違法な長時間労働が続いていたとして、労働基準法違反容疑で書類送検された人気洋菓子店「パティシエ エス コヤマ」(三田市)と同社の男性社員2人を不起訴処分(起訴猶予)にした。法人としての同社と2人は、2021年1月16日から1カ月間、人気のロールケーキなどを製造する部門の社員11人に労使協定の上限を大幅に上回る時間外労働をさせたとして、1月21日に書類送検されていた。

7/13 アスベストが原因とされるがん中皮腫にかかるリスクについて、消防士は一般の人々と比較して1.58倍高いと推計されることが、国際がん研究機関(IARC)の調査で判明した。調査結果を踏まえ、IARCは消防士の職業を「発がん性あり」と分類した。国内では、消防士が公務で中皮腫にかかったとして補償を求めても、なかなか認定されないケースが多い。今回、消防士が一般的に中皮腫を発症しやすいことが国際的に認められたことで、補償が進みやすくなるかと識者はみている。

東京電力福島第1原発事故をめぐる、津波対策を怠ったとして、東電の勝保恒久元会長ら旧経営陣5人が過失責任を問われ、総額22兆円の損害賠償を請求された株主代表訴訟の判決が、東京地裁であった。朝倉佳秀裁判長は「津波対策を取れば事故を防げた可能性は十分にあった」と判断して勝保元会長ら4人の過失を認め、13兆3210億円の賠償を命じた。

7/15 2018年8月、横浜市の居酒屋で40代男性従業員が、雨にぬれた外階段を店備え付けのサンダルを履いて降りていた際に、転倒して骨折した。東京高裁は2022年6月29日、男性側の賠償請求を棄却した横浜地裁判決を覆し、店を運営する第一興商に約320万円超の

支払いを命じた(7月14日付で確定)。この階段は男性以外にもサンダルを履いた3人が相次いで転倒。東京高裁はサンダルは「雨にぬれた階段を降りるために安全に使用できる状態ではない」とし、新しいサンダルを用意するなど事前に配慮する義務があったと判断した。高裁判決は本人の過失割合を4割と判断した。

上司からのパワハラを訴えるメモを残して自殺した消防職員が、公務災害と認定された。2020年4月に菊池広域連合消防本部の男性係長(47)が、上司からのパワハラを訴えるメモを残して自殺した。第三者委員会の調査でパワハラと認定され、元上司は6か月の停職処分となった。その後、遺族が地方公務員災害補償基金に公務災害を申請し、7月6日、公務災害と認定された。

7/21 今年2月、浜田市の中国電力三隅発電所の設備点検工事で、ベルトコンベアの周辺設備を清掃していた作業員の男性が、石炭を運ぶ機器に体を挟まれ死亡した。浜田労働基準監督署は、調査の結果、「中電プラント」と工事監督の男性担当者が労働災害を防止するための連絡や調整などを行っていなかったとして、労働安全衛生法違反の疑いで書類送検した。

7/22 ファミリーレストラン「ジョナサン」の店長(懲戒解雇)が暴力を伴うパワハラを繰り返していた問題で、被害に遭った30代男性が三田労働基準監督署に労災申請したと明らかにした。港区の店舗で2020年9月～今年4月、店長の暴言や暴行にさらされ、21年8月には肋骨を折るだけを負った。サービス残業も強いられ、繁忙期は週4、5回店に寝泊まりし、今年2月には時間外労働が190時間に入ったとしている。男性は傷害などの疑いで刑事告訴も予定している。

7/24 静岡県警で警部だった男性警察官が、上司から警部補への降任を申し出るよう強要されたとして、県と当時の上司ら4人に300万円の損害賠償と、警部としての地位確認を求める訴訟を静岡地裁に起こした。13日付。男性警察官は警部への昇任後にストレスから体調を崩して2度にわたり長期休職。2019年7月に職場復帰し上司に強要され自ら申し出て同年11月、警部補となった。

7/27 兵庫県豊岡市の警備会社に勤めていた男性が虚血性心不全で亡くなったのは、長時間労働による過労が原因として、遺族らが同社などに約5770万円の損害賠償を求めた訴訟で、神戸地裁が、発症と死亡は業務が原因として同社と同社社長の責任を認め、計約4350万円の支払いを命じた。男性は丹波市内のトンネルで点検警備に従事。2017年2月28日午前7時ごろ、待機場所の車内で呼吸停止の状態で見送られた。長時間労働が原因として但馬労働基準監督署に労災認定を受けた。裁判長は本社などから業務現場までの移動を「労働時間に含まれる」とし、男性の時間外労働を発症前1カ月で120時間45分、発症前4カ月間平均で約85時間17分と認定。

7/29 警察官が拳銃自殺したのは警察の過失だったとして、5500万円の賠償を命じる判決を、横浜地裁が下した。6年前、神奈川県警泉署の古関耕成巡査(25)が署内のトイレで拳銃自殺した。遺族は、上司らのハラスメントで、精神が不安定だった古関巡査に拳銃を持たせたのは警察の安全配慮義務違反だとして、5500万円の損害賠償を求めていた。横浜地裁は警察に過失があったと指摘し、全額の賠償を命じた。

腰痛予防に腰部保護ベルト-宇土博医師(広島労働安全衛生センター顧問)監修 ミドリ安全(株)製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super (スーパーリリーフ) **NEW!**
Relief インナータイプ



腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパーリリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。

種類	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL	
らくようたい	男	DR-1G	黒/白	ウエスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女	DR-1L	黒/白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	-
Super Relief	兼用	Super Relief	グレー・ブル -(ツートン)	ウエスト	56-65	65-85	85-100	100-110	-
				骨盤回り	64-72	70-88	85-102	100-112	-

(頒価) 5,700円(送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文ください。
■パンフレットあります。関西労働者安全センター-TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278迄

「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金には郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部		200円
年間定期購読料(送料込み)	1部	3,000円
"	2部	4,800円
"	3部以上は、1部につき	2,400円増
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には	1部無料配布。2部以上は1部150円増

Culture & Communication

— 封筒・伝票からパッケージ・美術印刷 —



株式会社

国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号
TEL.06 (6551) 6854 FAX.06 (6551) 1259